

新旧対照表

○千葉県開発行為等規制細則

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、知事の所管に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三章第一節の施行に関し、法、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）<u>、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。）及び都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号。以下「条例」という。）に定める</u>もののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第七条 （略）</p> <p><u>（条例第六条第一項第六号の規則で定める施設）</u></p> <p><u>第七条の二 条例第六条第一項第六号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（る）項に掲げる建築物を除く。）とする。</u></p> <p>一 倉庫</p> <p>二 荷さばき施設</p> <p>三 工場</p> <p>第八条～第二十一条 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、知事の所管に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三章第一節の施行に関し、法、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）<u>及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。）に定める</u>もののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第七条 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第八条～第二十一条 （略）</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和五年三月一日から施行する。</u></p>	